

令和元年度

三重県の労働事情

中小企業労働事情実態調査報告書



令和2年3月

三重県中小企業団体中央会

まえがき

わが国経済は、大企業を中心とした企業収益の向上及び雇用や所得環境の改善・各種政策等により緩やかな回復基調が続いた一方で、世界の政治・経済の不安定な動向などを背景に先行き不透明な一面も見受けられます。

中小企業は令和の新時代を迎え、「少子高齢化に伴う生産人口の減少」や「働くスタイルの多様化」といった課題に対応していく必要があります、そのためには、生産性の向上や従業員の満足度向上を実現することが求められております。

このようなことから、本調査は、中小企業における労働事情（採用状況、雇用環境、賃金改定など）を的確に把握し、適切な労働対策を行うことを目的に、毎年全国一斉に実施しています。

本調査結果が働き方改革などの対応を検討する際の一助となり、今後の皆様方の労働対策のために寄与できれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたりまして、ご協力いただきました会員組合並びに関係者各位の皆様方に、深く感謝申し上げますとともに、今後一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

令和2年3月

三重県中小企業団体中央会

目 次

I. 調査のあらまし	1
II. 回答事業所の概要	2
III. 調査結果の概要	3
1. 経営について	3
2. 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の労働時間について	6
3. 従業員の有給休暇について	7
4. 新規学卒者の採用について	8
5. 中途採用について	10
6. 年5日の年次有給休暇の取得（付与）義務について	12
7. 賃金改定について	13
調 査 票	17

II. 回答事業所の概要

1. 労働組合の有無

労働組合の組織率は、6.8%で、全国（6.7%）と比べると0.1ポイント高い。前年度（5.5%）と比べると、1.3ポイント高くなっている。

2. 常用労働者数

回答事業所の常用労働者総数は14,179人、このうち男性は10,074人（71.0%）、女性は4,105人（29.0%）である。1事業所あたりの平均常用労働者数は29.1人であった。女性常用労働者の占める比率は29.0%で全国（30.0%）と比べると1.0ポイント低く、前年度（30.4%）と比べても1.4ポイント低くなっている。

3. 従業員の正社員比率

正社員比率をみると、「正社員」が70.9%（男性80.1%、女性50.1%）と、全国の74.3%（男性83.9%、女性53.6%）と比べると3.4ポイント低い（男性3.8ポイント、女性3.5ポイント低い）。また、前年度（69.7%）と比べると、1.2ポイント高くなっている。

4. パートタイム平均雇用比率

パートタイム労働者の平均雇用比率をみると、16.8%で全国（15.1%）と比べると1.7ポイント高い。前年度（17.9%）と比べると1.1ポイント低くなっており、正社員比率が若干増加し、パートタイム労働者比率は下がっている結果となった。

※パートタイム平均雇用比率・・・雇用全体〔正社員・パートタイマー・派遣・アルバイト他〕
におけるパートタイム労働者の平均比率

表1 回答事業所数の概要

区分	回答事業所数合計	事業所構成比(%)	常用労働者数(人)	平均常用労働者数(人)	男性常用労働者数(人)	女性常用労働者数(人)	女性常用労働者比率(%)	正社員比率(%)	男性正社員比率(%)	女性正社員比率(%)	パートタイム平均雇用比率(%)	労働組合組織率(%)	
全国	19,188	-	623,861	32.5	437,001	186,860	30.0	74.3	83.9	53.6	15.1	6.7	
三重県計	488	100.0	14,179	29.1	10,074	4,105	29.0	70.9	80.1	50.1	16.8	6.8	
製造業	製造業計	206	42.2	6,079	29.5	4,173	1,906	31.4	71.7	80.5	15.3	7.8	
	食料品	27	5.5	672	24.9	331	341	50.7	52.2	67.0	33.2	3.7	
	繊維工業	5	1.0	52	10.4	31	21	40.4	75.5	81.3	9.4	20.0	
	木材・木製品	26	5.3	407	15.7	332	75	18.4	83.3	88.6	13.8	0.0	
	印刷・同関連	9	1.8	183	20.3	115	68	37.2	86.8	85.8	13.2	11.1	
	窯業・土石	27	5.5	448	16.6	326	122	27.2	72.3	80.0	55.3	22.2	0.0
	化学工業	4	0.8	234	58.5	122	112	47.9	51.4	85.1	28.9	9.7	25.0
	金属・同製品	71	14.5	2,520	35.5	1,891	629	25.0	72.5	79.3	51.8	14.8	14.1
	機械器具	26	5.3	1,004	38.6	687	317	31.6	73.9	80.8	59.2	8.7	7.7
	その他製造業	11	2.3	559	50.8	338	221	39.5	87.5	90.3	83.3	5.9	0.0
非製造業	非製造業計	282	57.8	8,100	28.7	5,901	2,199	27.1	70.2	79.8	18.0	6.0	
	情報通信業	4	0.8	378	94.5	262	116	30.7	90.8	93.5	6.1	25.0	
	運輸業	39	8.0	1,770	45.4	1,530	240	13.6	84.5	88.5	8.4	15.4	
	建設業	111	22.7	2,095	18.9	1,717	378	18.0	88.0	90.5	6.2	6.3	
	卸売業	46	9.4	1,131	24.6	847	284	25.1	83.3	85.7	76.3	8.3	4.3
	小売業	32	6.6	340	10.6	181	159	46.8	58.0	65.7	50.5	27.0	3.1
	サービス業	50	10.2	2,386	47.7	1,364	1,022	42.8	40.6	54.2	24.7	37.8	0.0
規模別	1～9人	191	39.1	937	4.9	620	317	33.8	76.1	86.4	19.0	2.1	
	10～29人	160	32.8	2,669	16.7	2,002	667	25.0	77.9	85.0	15.4	4.4	
	30～99人	105	21.5	5,646	53.8	4,196	1,450	25.7	74.6	81.9	15.1	11.4	
	100～300人	32	6.6	4,927	154.0	3,256	1,671	33.9	62.6	74.1	42.8	19.1	31.3

Ⅲ. 調査結果の概要

1. 経営について

(1) 現在の経営状況 [図1]、[表2]

1年前と比べた現在の経営状況については、「悪い」が25.8%（前年度22.2%、前々年度25.6%）、「良い」が15.6%（前年度17.4%、前々年度18.7%）、「変わらない」が58.6%（前年度60.3%、前々年度55.8%）となっている。「悪い」とするのは前年度に比べ3.6ポイント増加しているが、全国平均（30.6%）と比べると4.8ポイント低い。「良い」とするのは前年度に比べ1.8ポイント、「変わらない」が1.7ポイント下降した。

業種別にみると、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「良い」という回答が多かったのは「その他製造業」（40.0%）、次いで「食料品製造業」（26.9%）、「悪い」という回答が多かったのは「木材・木製品製造業」（42.3%）、次いで「小売業」（38.7%）が続いた。

図1 経営状況

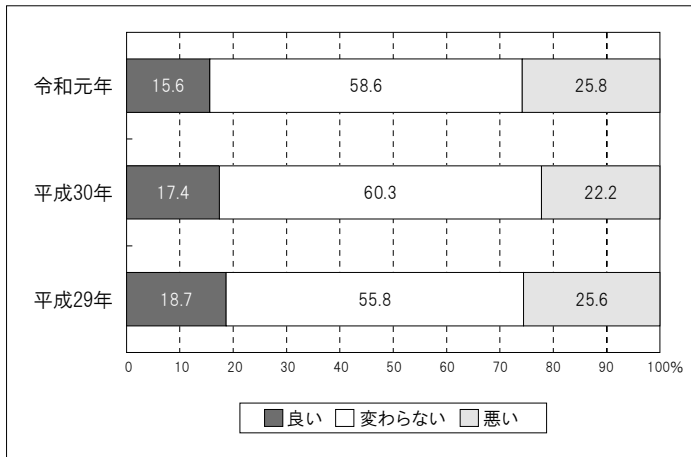


表2 経営状況（業種別）

区分	良い (%)	変わらない (%)	悪い (%)
全国計	15.4	54.0	30.6
三重県計	15.6	58.6	25.8
製造業計	14.9	56.9	28.2
食料品	26.9	50.0	23.1
繊維工業	20.0	60.0	20.0
木材・木製品	0.0	57.7	42.3
印刷・同関連	11.1	66.7	22.2
窯業・土石	3.7	77.8	18.5
化学工業	33.3	33.3	33.3
金属・同製品	18.6	51.4	30.0
機械器具	7.7	61.5	30.8
その他製造業	40.0	40.0	20.0
非製造業計	16.1	59.9	24.0
情報通信業	25.0	50.0	25.0
運輸業	20.5	56.4	23.1
建設業	17.1	68.5	14.4
卸売業	15.6	53.3	31.1
小売業	9.7	51.6	38.7
サービス業	14.3	55.1	30.6

(2) 主要事業の今後の方針 [図2]、[表3]

主要事業の今後の方針については、「現状維持」とするのが最も多く67.1%（前年度63.0%、前々年度63.3%）、次いで「強化拡大」が25.2%（前年度30.9%、前々年度30.3%）、「縮小又は廃止」は7.3%（前年度5.4%、前々年度6.0%）を示しており、先行きの不透明感が強まった。

業種別にみると、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「強化拡大」の比率が高いのは製造業では「食料品製造業」が40.7%、非製造業では「サービス業」が34.8%と最も高い。

図2 主要事業の今後の方針

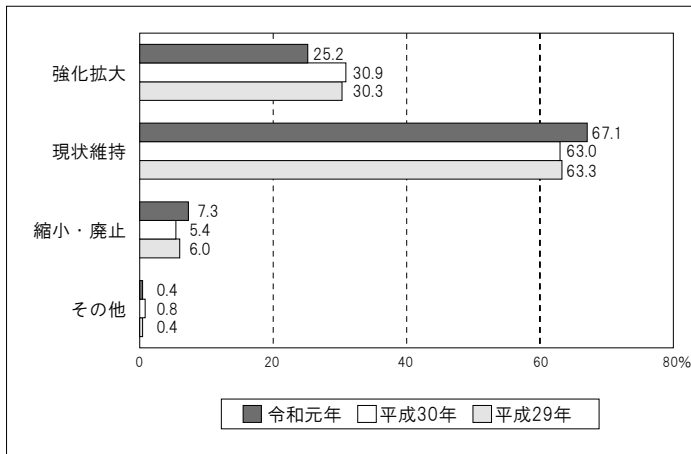


表3 主要事業の今後の方針（業種別）

区分	強化拡大 (%)	現状維持 (%)	縮小・廃止 (%)	その他 (%)
全国計	30.4	63.4	5.8	0.4
三重県計	25.2	67.1	7.3	0.4
製造業計	24.8	67.8	6.9	0.5
食料品	40.7	55.6	3.7	0.0
繊維工業	0.0	80.0	20.0	0.0
木材・木製品	32.0	60.0	8.0	0.0
印刷・同関連	22.2	55.6	16.7	0.0
窯業・土石	3.7	88.9	7.4	0.0
化学工業	66.7	33.3	0.0	0.0
金属・同製品	20.3	73.9	5.7	0.0
機械器具	30.8	65.4	3.8	0.0
その他製造業	36.4	45.5	9.1	9.1
非製造業計	25.5	66.5	7.6	0.4
情報通信業	75.0	25.0	0.0	0.0
運輸業	28.2	66.7	5.1	0.0
建設業	21.6	73.9	4.5	0.0
卸売業	23.9	65.2	10.9	0.0
小売業	18.8	62.5	12.5	0.0
サービス業	34.8	56.5	6.4	2.2

(3) 経営上の障害（3項目以内複数回答） [図3]、[表4]

経営上の障害については、最も多く選択されたのは「人材不足（質の不足）」が56.6%、次いで「労働力不足（量の不足）」42.6%であった。前年度と比べても労働力不足は7.8ポイント高くなっているなど、中小企業では依然として量・質共に人手不足が顕著となっており、深刻な障害となっていることがうかがえる。

図3 経営上の障害

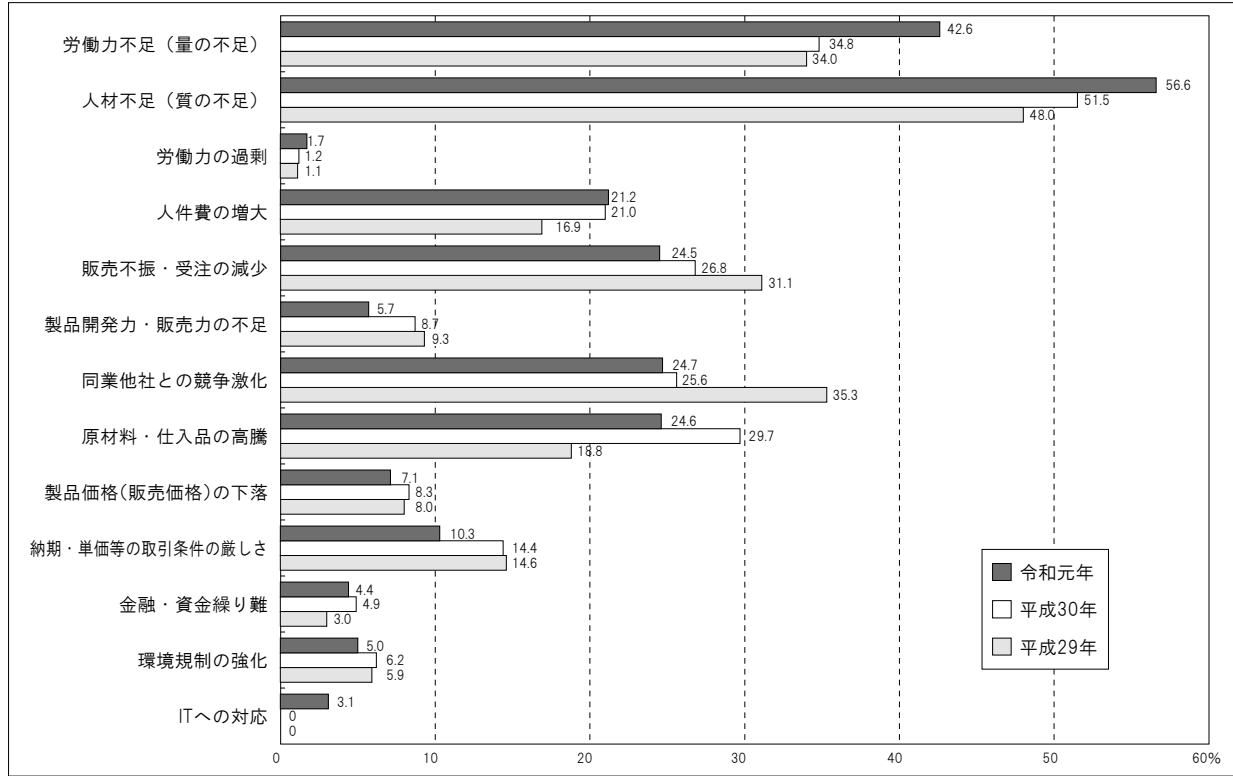


表4 経営上の障害（業種別・規模別）

(%)

区分	労働力不足 (量の不足)	人材不足 (質の不足)	労働力の 過剰	人件費の 増大	販売不振・ 受注の減少	製品開発力・ 販売力の不足	同業他社と の競争激化	原材料・仕入 品の高騰	製品価格 (販売価格) の下落	納期・単価等 の取引条件 の厳しき	金融・ 資金繰り難	環境規制 の強化	ITへの対応	
全 国	37.7	52.9	1.3	21.2	31.8	10.5	21.5	29.8	6.4	10.4	6.0	3.8	3.9	
三重県 計	42.6	56.6	1.7	21.2	24.5	5.7	24.7	24.5	7.1	10.3	4.4	5.0	3.1	
製 造 業	製造業 計	33.8	57.7	1.5	20.9	28.4	6.5	17.4	30.8	8.0	13.9	4.5	6.0	2.0
	食料品	38.5	42.3	0.0	50.0	38.5	11.5	11.5	57.7	3.8	0.0	7.7	3.8	3.8
	繊維工業	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	木材・木製品	23.1	42.3	0.0	3.8	30.8	15.4	19.2	19.2	34.6	3.8	11.5	3.8	0.0
	印刷・同関連	11.1	44.4	11.1	0.0	33.3	0.0	44.4	55.6	33.3	11.1	11.1	0.0	0.0
	窯業・土石	40.7	44.4	0.0	18.5	40.7	7.4	11.1	55.6	0.0	3.7	0.0	7.4	0.0
	化学工業	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属・同製品	37.3	66.7	1.4	23.2	20.3	2.9	14.5	24.6	2.9	20.3	2.9	10.1	1.4
機械器具	38.5	76.9	0.0	19.2	23.1	0.0	19.2	7.7	3.8	34.6	0.0	0.0	7.7	
その他製造業	18.2	72.7	9.1	18.2	27.3	9.1	18.2	18.2	0.0	18.2	9.1	9.1	0.0	
非 製 造 業	非製造業 計	48.9	55.8	1.8	21.4	21.7	5.1	30.1	19.9	6.5	7.6	4.3	4.3	4.0
	情報通信業	75.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	55.3	65.8	0.0	44.7	10.5	2.6	7.9	15.8	0.0	10.5	7.9	18.4	2.6
	建設業	57.4	55.6	1.9	15.7	19.4	1.9	34.3	23.1	1.9	7.4	3.7	3.7	1.9
	卸売業	31.1	53.3	0.0	15.6	26.7	11.1	33.3	31.1	22.2	6.7	2.2	0.0	8.9
	小売業	37.5	46.9	3.1	12.5	43.8	3.1	40.6	15.6	0.0	6.3	6.3	0.0	3.1
規 模 別	サービス業	46.9	57.1	4.1	26.5	16.3	10.2	26.5	8.2	12.2	6.1	4.1	2.0	6.1
	1～9人	37.0	43.5	1.1	14.1	29.9	6.5	23.9	25.0	6.5	10.9	6.0	3.3	3.3
	10～29人	40.8	59.9	2.5	19.7	24.8	5.1	24.2	29.3	10.8	7.6	5.1	7.0	7.0
	30～99人	54.3	67.6	1.9	28.6	16.2	2.9	27.6	21	4.8	12.4	1.9	4.8	4.8
100～300人	45.2	80.6	0.0	45.2	19.4	12.9	22.6	9.7	0.0	12.9	0.0	6.5	6.5	

(4) 経営上の強み (3項目以内複数回答) [図4], [表5]

経営上の強みについては、「組織の機動力・柔軟性」が27.3% (前年度23.2%) と最も多く選択され、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が25.3% (前年度27.4%) となり、「製品の品質・精度の高さ」(前年度26.2%) 及び「製品・サービスの独自性」が24.0% (前年度23.4%) と同率で続いた。

なお、経営状況が良いと回答した事業所のみで見ると、第1位は「技術力・製品開発力」で33.8%、次いで、「製品・サービスの独自性」、「組織の機動力・柔軟性」が同率の29.7%、第3位が「生産技術・生産管理能力」23.0%となっている。

図4 経営上の強み (三重県全体)

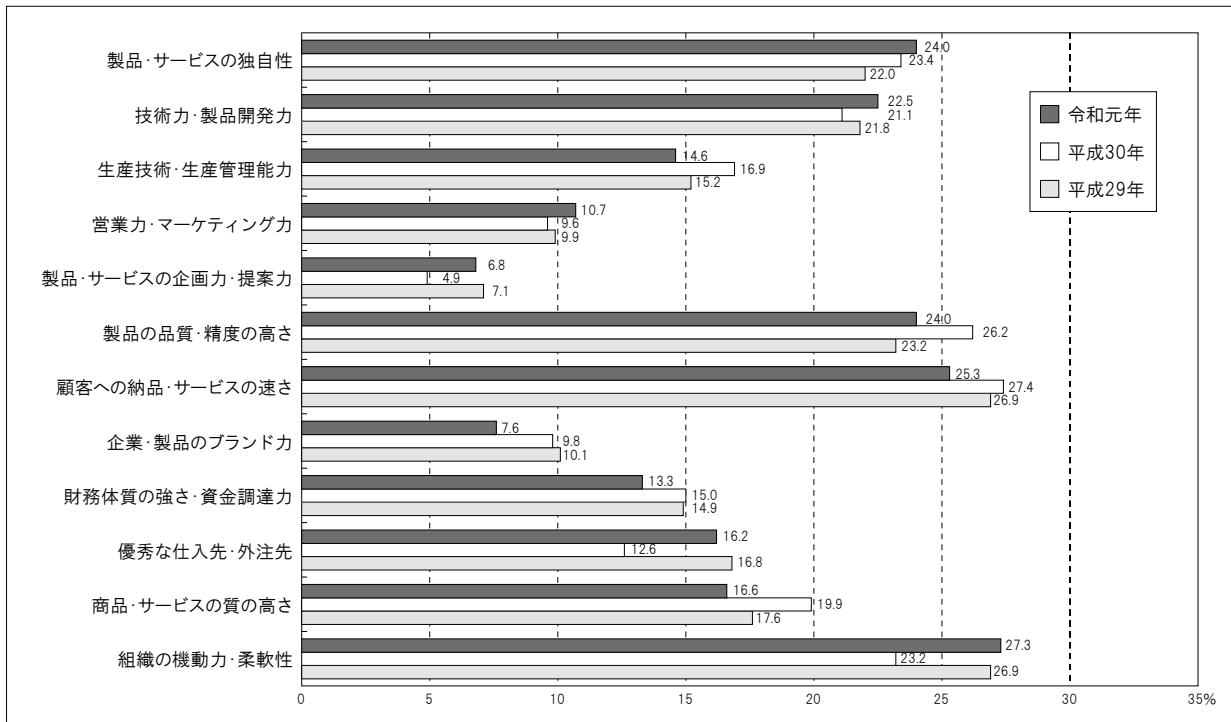


表5 経営上の強み (順位表)

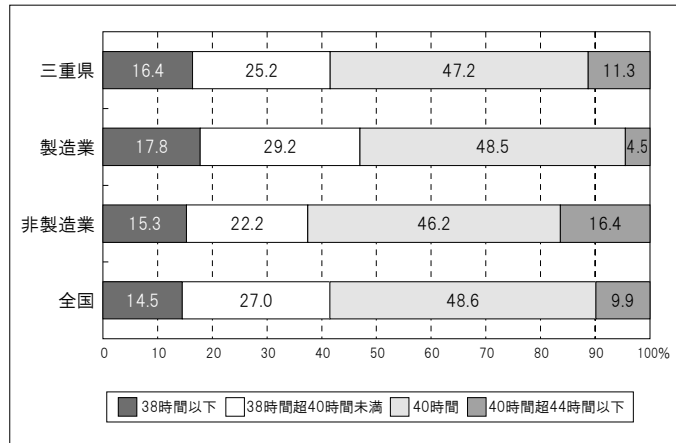
順位	三重県全体		製造業		非製造業		経営状況が良いと回答した事業所のみ	
	強み	割合	強み	割合	強み	割合	強み	割合
1	組織の機動力・柔軟性	27.3%	製品の品質・精度の高さ	38.5%	組織の機動力・柔軟性	32.3%	技術力・製品開発力	33.8%
2	顧客への納品・サービスの速さ	25.3%	製品・サービスの独自性	28.6%	顧客への納品・サービスの速さ	25.2%	製品・サービスの独自性	29.7%
							組織の機動力・柔軟性	29.7%
3	製品・サービスの独自性	24.0%	顧客への納品・サービスの速さ	25.5%	技術力・製品開発力	21.1%	生産技術・生産管理能力	23.0%
	製品の品質・精度の高さ	24.0%						

2. 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の労働時間について

(1) 従業員1人あたりの週所定労働時間（始業から終業までの時間から昼休み等の休憩時間を除いた時間） [図5]

従業員1人あたりの週所定労働時間については、「40時間」が最も多く47.2%（製造業48.5%、非製造業46.2%）、次いで「38時間超40時間未満」が25.2%（製造業29.2%、非製造業22.2%）であった。「40時間超44時間以下」は11.3%（製造業4.5%、非製造業16.4%）で、「38時間以下」は16.4%（製造業17.8%、非製造業15.3%）となり、週所定労働時間は非製造業の方が製造業より長い結果となった。

図5 週所定労働時間



(2) 従業員1人あたりの月平均残業時間 [図6]、[表6]

1人あたりの月平均残業時間については、「0時間（残業なし）」が最も多く23.8%（製造業22.0%、非製造業25.1%）、次いで「10時間未満」が22.5%（製造業25.0%、非製造業20.6%）となっており、月平均残業時間の平均値は14.86時間（製造業14.03時間、非製造業15.48時間）で、全国（12.49時間）より2.37時間多かった。前年度（13.05時間）と比較すると1.81時間の増加であった。

業種別にみると、月平均残業時間が多い業種は、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、製造業では「金属・同製品製造業」が20.42時間（前年度19.38時間）、非製造業では「運輸業」が40.24時間（前年度34.85時間）となっており、「運輸業」の残業時間が際立って多かった。

図6 月平均残業時間

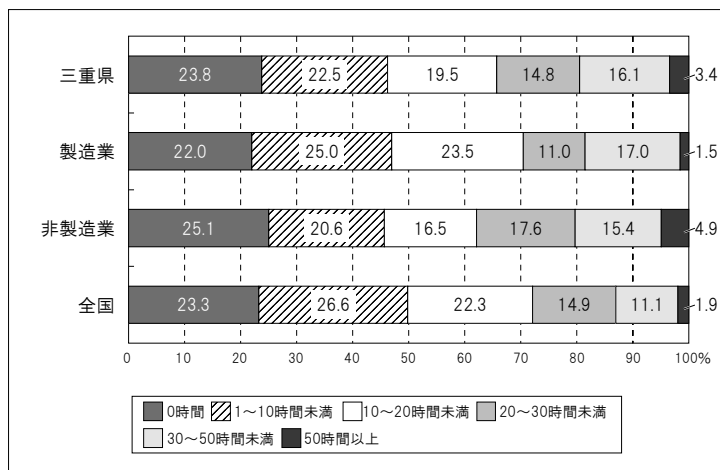


表6 月平均残業時間（平均値）

区分	元年	30年
全国	12.49	12.27
三重県 計	14.86	13.05
製造業 計	14.03	12.54
食料品	9.70	9.30
繊維工業	1.00	11.68
木材・木製品	7.27	6.62
印刷・同関連	6.22	9.17
窯業・土石	11.78	7.56
化学工業	7.33	8.00
金属・同製品	20.42	19.38
機械器具	18.88	19.43
その他製造業	10.45	11.64
非製造業 計	15.48	13.51
情報通信業	14.25	18.75
運輸業	40.24	34.85
建設業	13.15	12.03
卸売業	9.38	8.74
小売業	8.21	10.27
サービス業	11.64	10.85

3. 従業員の有給休暇について [図7]、[表7]

(1) 従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数

従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数については、「15～20日未満」が48.6%（前年度46.0%）と最も多く、次いで「10～15日未満」は24.1%（前年度24.2%）、「20～25日未満」が13.4%（前年度17.9%）となっている。平均付与日数の平均値は15.3日（前年度15.7日、全国15.4日）であった。

また、平均取得日数については、「5～10日未満」が42.3%（前年度40.0%）と最も多く、次いで「10～15日未満」が32.8%（前年度28.1%）、「5日未満」が17.1%（前年度23.7%）となっている。平均取得日数の平均値は、8.0日（前年度7.7日、全国7.6日）となっており、前年度からは大きな変化はなく、全国と比較しても大差なかった。

(2) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率については、「70～100%」が30.2%（前年度25.7%）と最も高く、次いで、「50～70%未満」が28.9%（前年度28.3%）、「30～50%未満」が23.6%（前年度21.5%）となっている。また、平均取得率の平均値は55.6%で全国（52.8%）と比べると2.8ポイント高く、前年度（52.7%）と比較すると2.9ポイント高い結果となった。従業員規模別にみると、「1～9人」の規模が61.5%と最も高く、業種別にみると、「製造業」(58.4%)が「非製造業」(53.3%)よりも5.1ポイント高い結果となった。

図7 年次有給休暇の取得状況

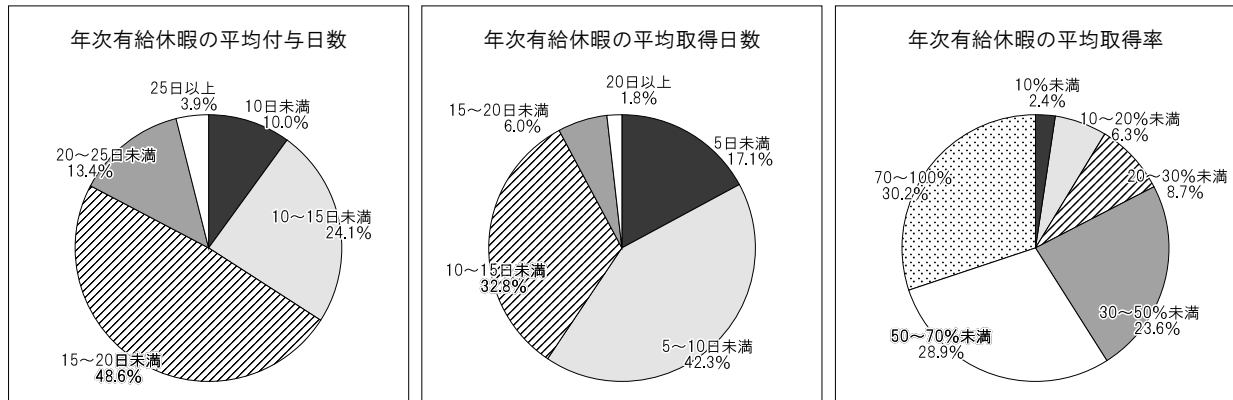


表7 年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数・平均取得率

年次有給休暇の平均付与日数 (単位：日)		
全 国		15.4
三重県 計		15.3
従業員規模別	1～9人	14.1
	10～29人	15.8
	30～99人	16.0
	100～300人	16.5
業種別	製造業 計	15.4
	非製造業計	15.3

年次有給休暇の平均取得日数 (単位：日)		
全 国		7.6
三重県 計		8.0
従業員規模別	1～9人	8.0
	10～29人	8.1
	30～99人	7.9
	100～300人	7.3
業種別	製造業 計	8.8
	非製造業計	7.3

年次有給休暇の平均取得率 (単位：%)		
全 国		52.8
三重県 計		55.6
従業員規模別	1～9人	61.5
	10～29人	55.2
	30～99人	50.3
	100～300人	48.2
業種別	製造業 計	58.4
	非製造業計	53.3

4. 新規学卒者の採用について

(1) 新規学卒者（平成31年3月卒）の採用充足状況について〔表8〕

新規学卒者（平成31年3月卒）の採用予定人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒・全体」69.7%（前年度63.2%、全国73.4%）、「大学卒・全体」80.4%（前年度72.1%、全国79.7%）で、平均採用人数は「高校卒・全体」2.3人（前年度2.2人、全国2.1人）、「大学卒・全体」2.3人（前年度2.0人、全国2.3人）の結果となり、前年度の調査と比較すると、充足率は「高校卒・全体」で6.5ポイント、「大学卒・全体」で8.3ポイント高く、平均採用人数は前年度より「高校卒」、「大学卒」とも新卒者の採用は増えている。

なお、技術系の充足率は「高校卒」が66.7%（全国71.5%）、「大学卒」が76.2%（全国76.7%）に対して、事務系は技術系と比較して採用する事業所が少ないながらも、「高校卒」84.0%（全国81.4%）、「大学卒」92.9%（全国83.6%）と技術系より高く、特に大卒の事務系の充足率が高い結果となった。

業種別でみると、製造業では「機械器具製造業」の「高校卒・技術系」の充足率が40.0%、非製造業では「サービス業」の「高校卒・技術系」が33.3%と低く、業種によっては採用が厳しい状況が伺える。

平均採用人数については1名～2名程度の小規模な採用が続いているが、「高校卒・全体」では「その他製造業」が7.7人、「大学卒・全体」では「情報通信業」が14.0人、「化学工業」が4.0人と多く、また規模別で最も多かったのは「高校卒・全体」の「100～300人」で4.2人であった。

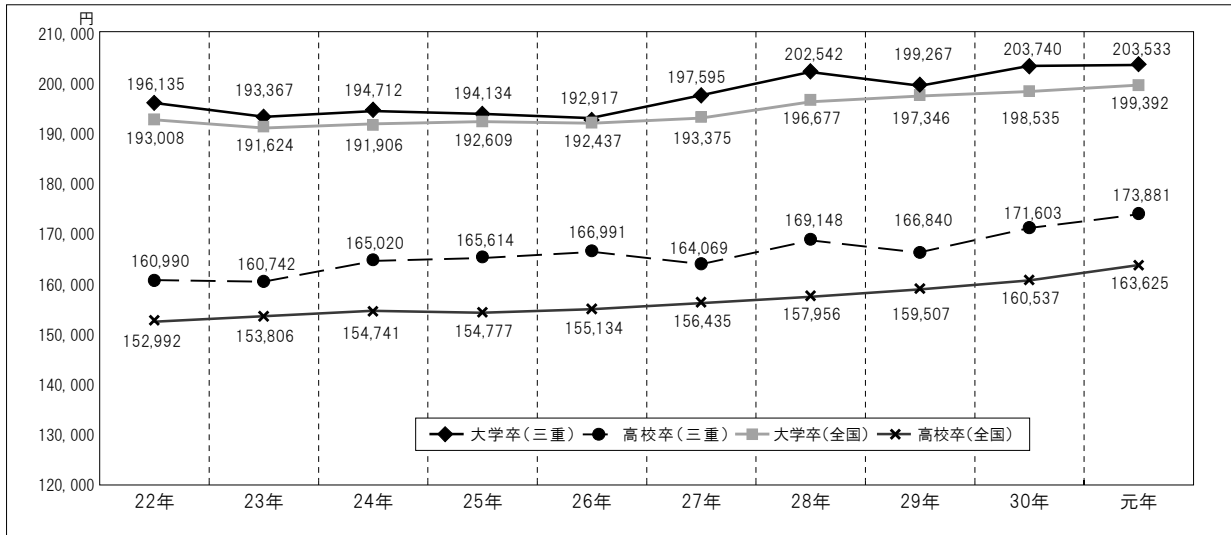
表8 新規学卒者の採用充足状況（業種別・規模別）

区 分	高 校 卒									大 学 卒									
	全 体			技 術 系			事 務 系			全 体			技 術 系			事 務 系			
	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	事業所数	充足率 (%)	平均採用人数	
全 国	2,020	73.4	2.1	1,699	71.5	2.0	482	81.4	1.8	1,201	79.7	2.3	763	76.7	2.0	597	83.6	2.1	
三重県 計	44	69.7	2.3	35	66.7	2.3	12	84.0	1.8	20	80.4	2.3	13	76.2	2.5	9	92.9	1.4	
製 造 業	製造業 計	32	78.9	2.2	24	77.9	2.2	11	81.8	1.6	8	100.0	1.8	5	100.0	2.0	3	100.0	1.3
	食料品	5	62.5	3.0	3	70.6	4.0	2	42.9	1.5	2	100.0	2.0	1	100.0	2.0	1	100.0	2.0
	繊維工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木材・木製品	3	100.0	1.0	3	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	印刷・同関連	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	窯業・土石	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-	2	100.0	1.0	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0
	化学工業	2	100.0	1.5	1	100.0	1.0	2	100.0	1.0	1	100.0	4.0	1	100.0	4.0	-	-	-
	金属・同製品	13	83.3	1.5	9	80.0	1.8	4	100.0	1.0	2	100.0	1.5	2	100.0	1.5	-	-	-
	機械器具	4	45.5	1.3	3	40.0	1.3	1	100.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他製造業	3	100.0	7.7	3	100.0	5.0	2	100.0	4.0	1	100.0	1.0	-	-	-	1	100.0	1.0	
非 製 造 業	非製造業 計	12	54.5	2.5	11	51.9	2.5	1	100.0	3.0	12	73.8	2.6	8	68.8	2.8	6	90.0	1.5
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	93.3	14.0	1	90.9	10.0	1	100.0	4.0
	運輸業	1	46.7	7.0	1	46.7	7.0	-	-	-	1	100.0	1.0	-	-	-	1	100.0	1.0
	建設業	9	55.9	2.1	9	55.9	2.1	-	-	-	5	58.3	1.4	3	55.6	1.7	2	66.7	1.0
	卸売業	1	100.0	3.0	-	-	-	1	100.0	3.0	2	66.7	2.0	1	50.0	2.0	2	100.0	1.0
	小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	1.0	1	50.0	1.0	-	-	-
	サービス業	1	33.3	1.0	1	33.3	1.0	-	-	-	2	66.7	2.0	2	66.7	2.0	-	-	-
規 模 別	1～9人	2	100.0	1.5	2	100.0	1.5	-	-	-	1	100.0	1.0	1	100.0	1.0	-	-	-
	10～29人	5	100.0	1.0	3	100.0	1.0	2	100.0	1.0	3	100.0	1.3	2	100.0	1.5	1	100.0	1.0
	30～99人	26	61.0	1.8	21	61.2	2.0	5	60.0	1.2	6	70.0	1.2	2	50.0	1.0	4	83.3	1.3
	100～300人	11	76.7	4.2	9	70.2	3.7	5	100.0	2.6	10	80.5	3.3	8	76.5	3.3	4	100.0	1.8

(2) 新規学卒者の初任給 [図8]

新規学卒者の初任給（通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額））について、高校卒が173,881円（前年度171,603円、全国163,625円）、大学卒が203,533円（前年度203,740円、全国199,392円）となっている。高校卒は前年度より2,278円高くなり、全国より10,256円高い。大学卒は、前年度より207円低く、全国より4,141円高くなり、高校卒は平成29年以降、初任給は順調に上昇しており、大学卒は平成30年の過去最高額より若干下がった結果となった。

図8 新規学卒者の初任給



(3) 新規学卒者の採用計画の有無について [図9]、「表9」

令和2年度の新規学卒者（令和2年3月卒）の採用計画については、調査時点（令和元年7月1日）で、「ある」とするのが26.8%（前年度24.6%、前々年度22.6%、全国29.0%）、「ない」が49.7%（前年度51.0%、前々年度54.6%、全国49.8%）、「未定」が23.5%（前年度24.4%、前々年度22.8%、全国21.2%）となっており、採用計画が「ある」と回答した事業所は前年度より2.2ポイント増加し、平成28年度から採用計画は増加している結果となった。

また、採用計画人数では、「高校卒」が1社平均2.4人（前年度2.6人、全国2.6人）「大学卒」が2.4人（前年度2.4人、全国2.4人）となっており、「高校卒」が全国平均、昨年度より若干減少し、「大学卒」は全国平均、昨年度のどちらも同じ人数となった。

図9 新規学卒者の採用計画の有無

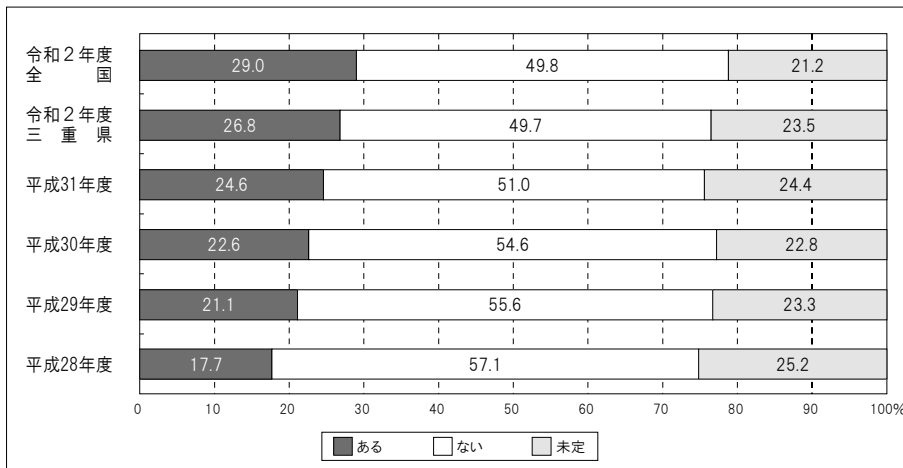


表9 平均採用計画人数

下段()は事業所数

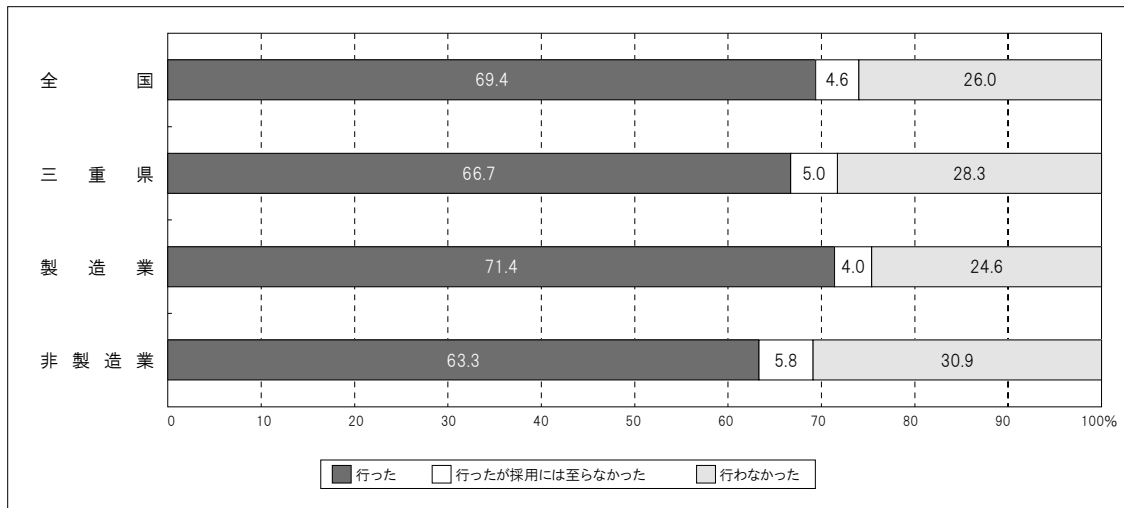
区分	高校卒	大学卒
全 国	2.6 (4,284)	2.4 (2,361)
三重県元年度	2.4 (111)	2.4 (53)
製 造 業	2.6 (54)	2.0 (20)
非 製 造 業	2.1 (57)	2.7 (33)
三重県31年度 (昨年度調査)	2.6 (105)	2.4 (55)

5. 中途採用について

(1) 中途採用の有無について [図10]

過去3年間における中途採用の実施については、「行った」と回答した事業所が66.7%（全国69.4%）で全国平均を2.7ポイント下回った。「行わなかった」と回答した事業所は28.3%（全国26.0%）で全国平均を2.3ポイント上回った。業種別にみると 製造業が71.4%、非製造業が63.3%で中途採用を行った事業所は製造業の方が高かった。

図10 中途採用の有無



ワンポイントメモ



パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシャルハラスメント等の防止対策も強化されます～

施行時期：令和元年6月5日公布から1年以内の政令で定める日

（中小企業は公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務）

◆パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

＊職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが、事業主の義務となります。

＊パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

◆セクシャルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

(2) 中途採用の職種について [図11]、[表10]

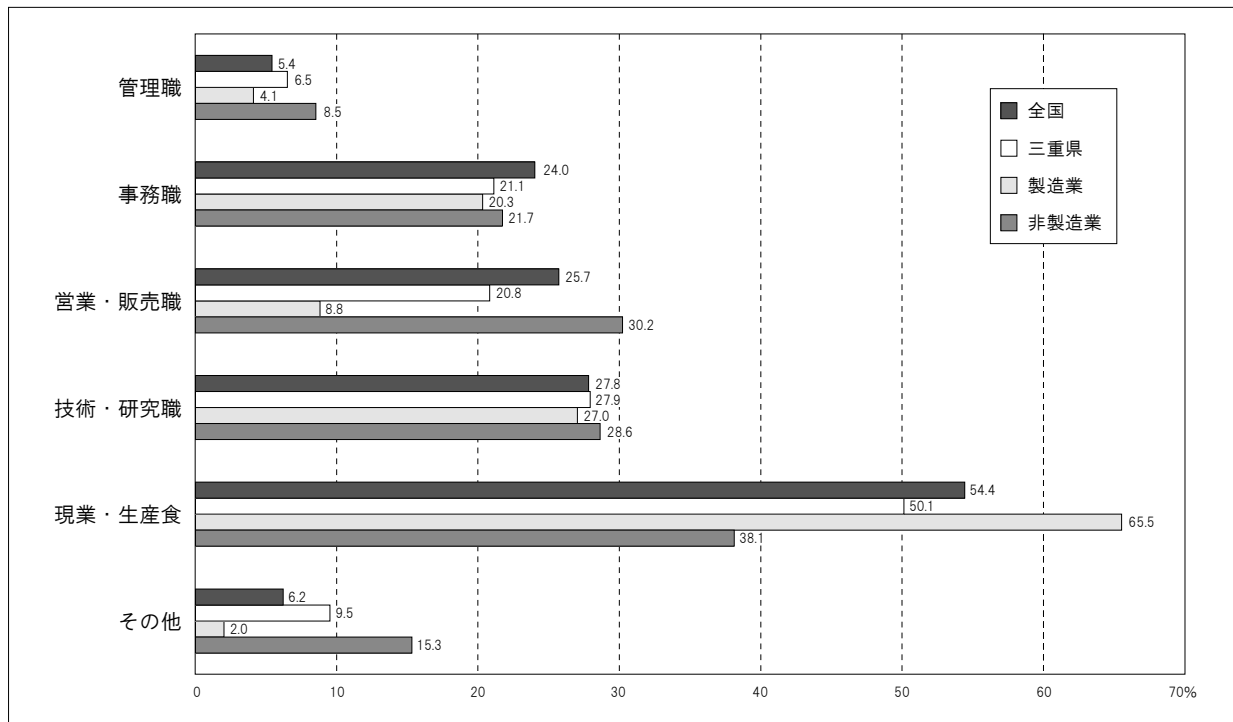
「現業・生産職」50.1%（全国54.4%）と最も多く、次いで「技術・研究職」27.9%（全国27.8%）、「事務職」21.1%（全国24.0%）の順となっている。全国平均と比べ「管理職」が1.1ポイント、「技術・研究職」が0.1ポイント、「その他」が3.3ポイント高く、「事務職」が2.9ポイント、「営業・販売職」が4.9ポイント、「現業・生産職」4.3ポイント下回った。

業種別にも、「現業・生産職」が製造業65.5%、非製造業38.1%と最も高かった。一方で、非製造業では「営業・販売職」が30.2%と2番目に高かったが、製造業では8.8%であった。職種により、中途採用の種類に相違がみられる結果となった。

表10 中途採用の職種

区分	管理職	事務職	営業・販売職	技術・研究職	現業・生産職	その他
全国	5.4	24.0	25.7	27.8	54.4	6.2
三重県	6.5	21.1	20.8	27.9	50.1	9.5
製造業	4.1	20.3	8.8	27.0	65.5	2.0
非製造業	8.5	21.7	30.2	28.6	38.1	15.3

図11 中途採用の職種



ワンポイントメモ



子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります!

施行日：令和3年1月1日

* 育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

* 利用可能な労働者の範囲が拡大され、全ての労働者が取得できるようになります。

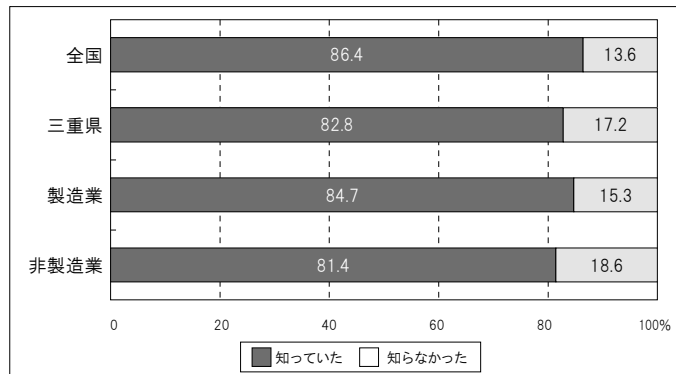
6. 年5日の年次有給休暇取得（付与）義務について

(1) 年次有給休暇取得（付与）義務の認知について [図12]

年次有給休暇取得（付与）義務の認知については、「知っていた」と回答した事業所は82.8%（全国86.4%）で全国平均を3.6ポイント下回った。「知らなかった」と回答した事業所は17.2%（全国13.6%）という結果となった。

業種別にみると、「知っていた」と回答した事業所は製造業が84.7%、非製造業が81.4%で製造業の方が認知度は高かった。

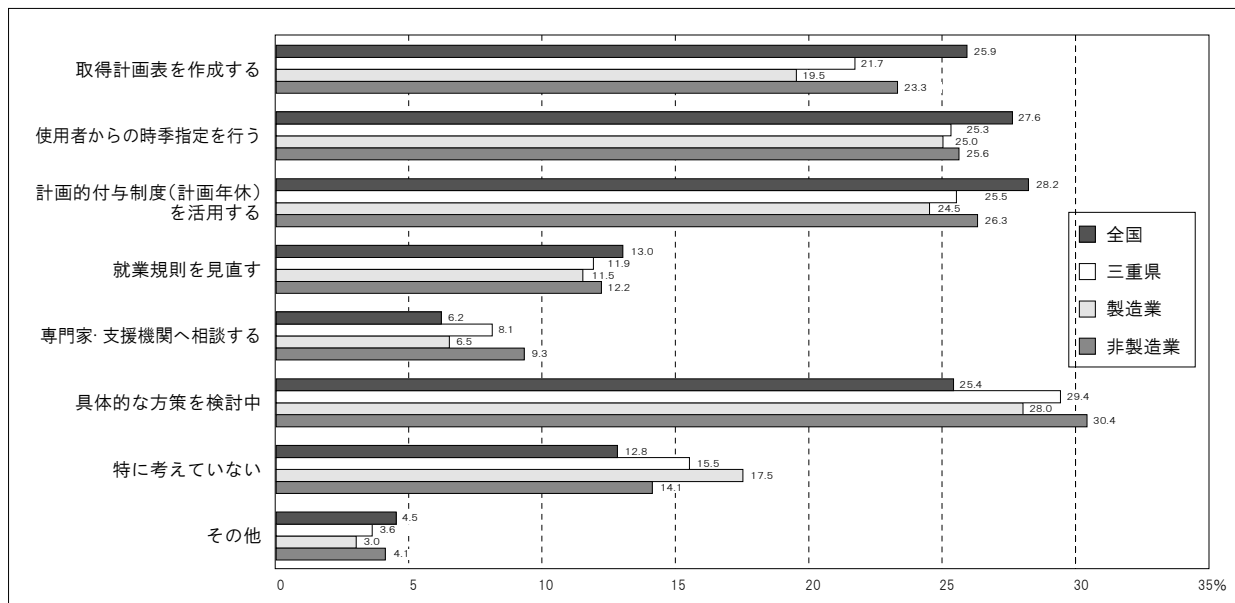
図12 年次有給休暇取得（付与）義務の認知



(2) 年次有給休暇取得（付与）義務への対応について [図13]

年5日の年次有給休暇取得（付与）義務への対応については、「具体的な方策を検討中」が29.4%（全国25.4%）と最も多く、全国より4.0ポイント高かった。次いで「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が25.5%（全国28.2%）、「使用者からの時季指定を行う」が25.3%（全国27.6%）となった。

図13 年次有給休暇取得（付与）義務への対応



フポイントメモ



パートタイム・有期雇用労働法が施行されます！

施行日：令和2年4月1日 中小企業への適用は令和3年4月1日

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます。

【改正のポイント】

- ◆不合理な待遇差の禁止
- ◆労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ◆行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続行政（ADR）の整備

7. 賃金改定について

(1) 賃金改定の実施状況について [図14]、[表11]

賃金改定の実施については、調査時点（令和元年7月1日）で「上げた」が49.0%（前年度47.4%、全国50.7%）で、賃金を上げた事業所が前年度よりも1.6ポイント増加した。「7月以降引上げる予定」と回答した事業所は10.6%（前年度11.2%、全国11.5%）で、前年度より0.6ポイント下降したものの、「上げた」と回答した事業所と合わせると6割近い事業所が賃金の引上げを実施、または予定していた。

また、賃金改定を「今年実施しない（凍結）」が15.9%（前年度16.4%、全国15.8%）で、前年度より0.5ポイント減少した。

他方、「引下げた」と回答した事業所は1.1%（前年度0.4%、全国0.6%）、「7月以降引下げる予定」と回答した事業所は0.6%（前年度0.6%、全国0.4%）となっている。前年度と比較して「引上げ」が増加し労務単価が上昇しているところもあるが、同時に「引下げ」も増加しており、二極化する結果となった。

[表11] の業種別をみると、製造業では「上げた」の回答が56.7%と最も高くなっており、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、「その他製造業」が72.7%と高い比率で賃金の引上げを行っている。非製造業でも「上げた」が43.3%と最も高く、特に「卸売業」の58.7%が高い数値となっている。また、規模別をみると、10人以上の規模は5割以上が「上げた」と回答し、特に「30～99人」は68.3%と最も多く「上げた」と回答した。ただし、「1～9人」は「上げた」（31.0%）の次に「今年実施しない（凍結）」（24.5%）の方が多く、「未定」（31.0%）も「上げた」と同率で最も多かった。

図14 賃金改定の実施状況

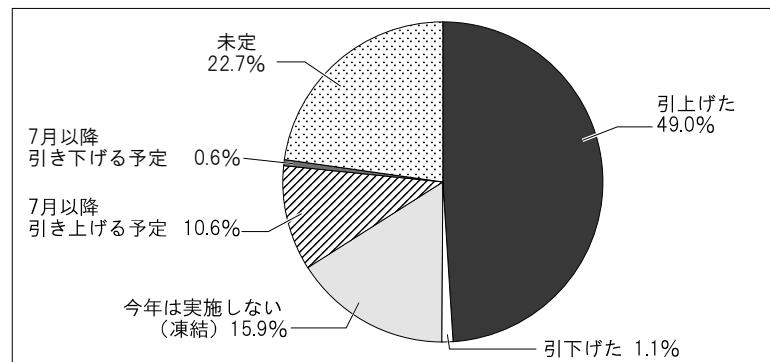


表11 賃金改定実施状況（業種別・規模別）

(%)

区分	上げた	引下げた	今年実施しない（凍結）	7月以降引上げる予定	7月以降引下げる予定	未定	
全 国	50.7	0.6	15.8	11.5	0.4	21.0	
三重県 計	49.0	1.1	15.9	10.6	0.6	22.7	
製 造 業	製造業 計	56.7	1.0	13.9	8.5	0.0	19.9
	食品	50.0	0.0	11.5	15.4	0.0	23.1
	繊維工業	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	60.0
	木材・木製品	50.0	0.0	23.1	11.5	0.0	15.4
	印刷・同関連	44.4	0.0	11.1	0.0	0.0	44.4
	窯業・土石	53.8	0.0	11.5	7.7	0.0	26.9
	化学工業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属・同製品	57.4	1.5	13.2	7.4	0.0	20.6
	機械器具	69.2	3.8	7.7	11.5	0.0	7.7
	その他製造業	72.7	0.0	27.3	0.0	0.0	0.0
非 製 造 業	非製造業 計	43.3	1.1	17.4	12.2	1.1	24.8
	情報通信業	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	運輸業	48.6	0.0	13.5	8.1	0.0	29.7
	建設業	42.6	0.9	17.6	13.0	0.9	25.0
	卸売業	58.7	0.0	19.6	10.9	2.2	8.7
	小売業	34.5	6.9	20.7	13.8	0.0	24.1
規 模 別	サービス業	30.4	0.0	17.4	10.9	2.2	39.1
	1～9人	31.0	1.6	24.5	11.4	0.5	31.0
	10～29人	54.8	0.0	16.1	9.0	0.0	20.0
	30～99人	68.3	0.0	3.0	11.9	2.0	14.9
	100～300人	64.5	6.5	6.5	9.7	0.0	12.9

(2) 平均昇給額・昇給率（平均昇給・上昇 ※加重平均） [図15]、[図16]、[表12]

昇給を行った事業所の平均昇給額は7,213円（前年度5,738円、前々年度5,463円、全国6,380円）、昇給率は2.79%（前年度2.15%、前々年度2.12%、全国2.55%）となっており、前年度と比較して1,475円と大幅に増加し、平成27年から3年連続で減少していたが、平成30年以降増加に転じた。

[図16] の業種別平均昇給額をみると、「建設業」の昇給額は13,260円で最も高く、前年度（7,743円）より5,517円と大幅に増加しており、8割以上の業種が前年度より昇給額が増加している。一方で昇給額が減少している業種の中では、回答事業所が少ない「繊維工業」が3,050円と前年度（5,652円）より2,602円、「卸売業」が4,932円と前年度（7,294円）より2,362円減少している。

また [表12] の改定後の平均賃金をみると、回答事業所数の少ない「繊維工業」、「印刷・同関連業」、「化学工業」、「情報通信業」を除くと、最も高いのが製造業では「窯業・土石製品製造業」の275,502円、非製造業では「建設業」の311,545円であった。

図15 平均昇給額と昇給率の推移（平均昇給・上昇 加重平均）

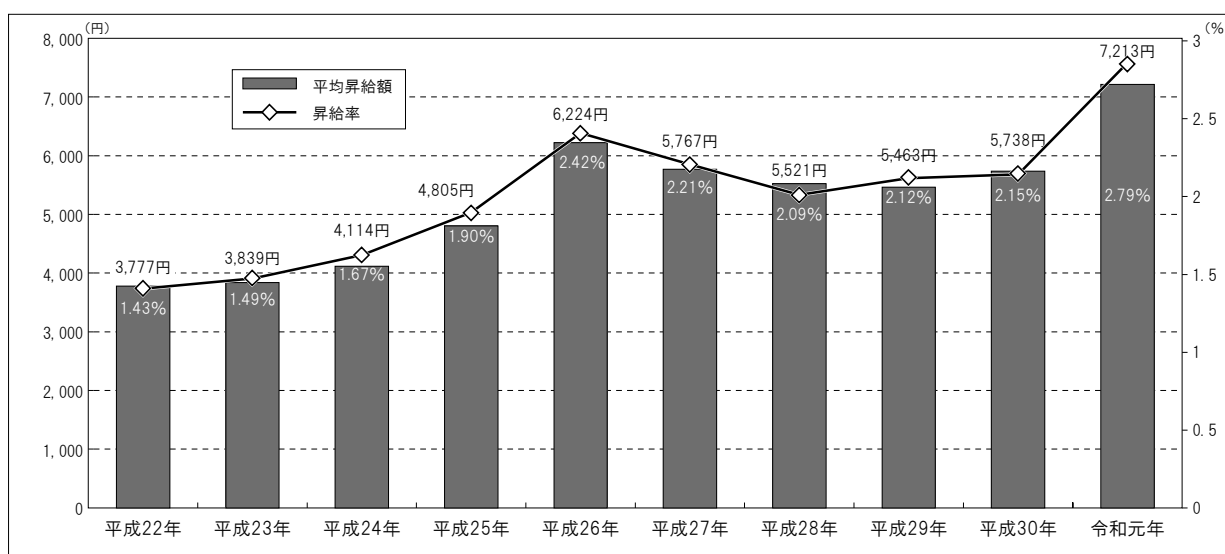


図16 業種別平均昇給額（平均昇給・上昇 加重平均）

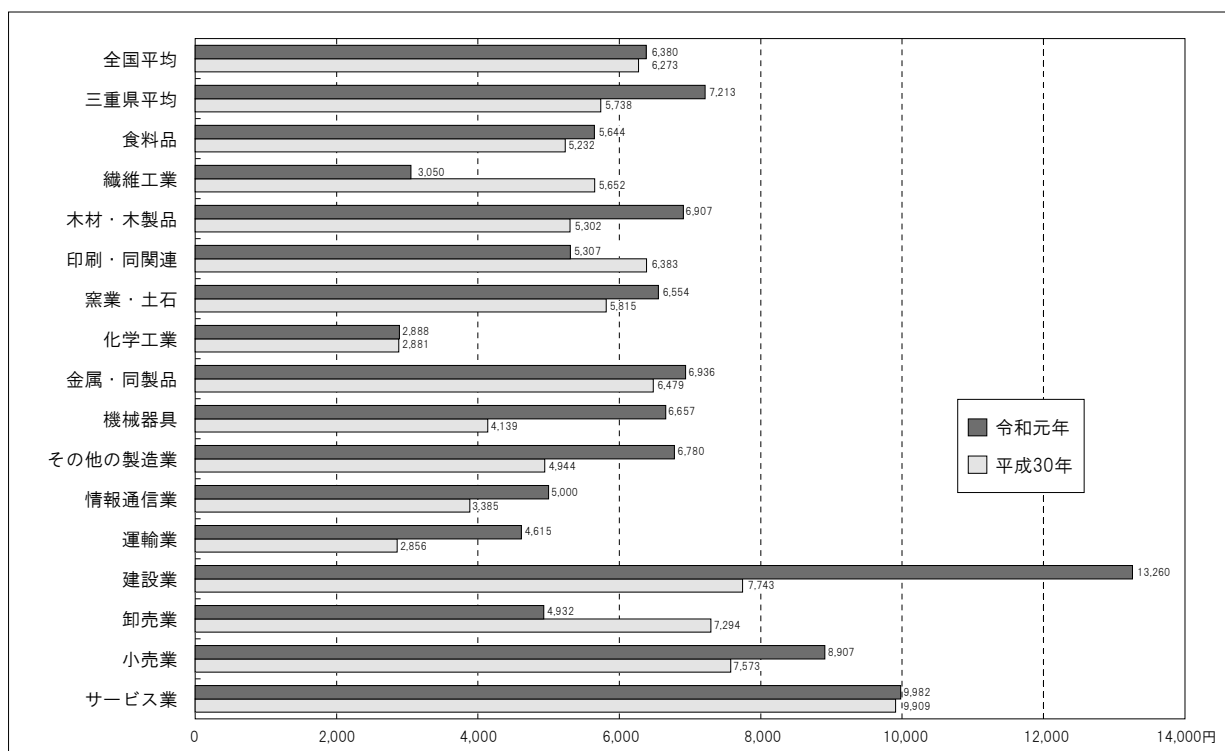


表12 改定後の平均賃金（平均昇給・上昇 加重平均）

区分	対象者数 (人)	改定前賃金 (円)	改定後賃金 (円)	昇給額 (円)	昇給率 (%)	格差 (%)	
全 国	246,041	250,329	256,709	6,380	2.55	100.0	
三重県 計	4,693	258,822	266,035	7,213	2.79	113.1	
製 造 業	製造業 計	2,470	254,412	260,776	6,364	2.50	107.5
	食料品	246	265,410	271,054	5,644	2.13	99.2
	繊維工業	4	237,200	240,250	3,050	1.29	57.9
	木材・木製品	118	262,985	269,892	6,907	2.63	110.9
	印刷・同関連	108	221,087	226,394	5,307	2.40	94.2
	窯業・土石	176	268,948	275,502	6,554	2.44	101.6
	化学工業	165	302,446	305,334	2,888	0.95	47.4
	金属・同製品	898	250,480	257,416	6,936	2.77	117.2
	機械器具	392	258,005	264,662	6,657	2.58	114.2
	その他製造業	263	231,243	238,023	6,780	2.93	109.1
非 製 造 業	非製造業 計	2,223	263,722	271,878	8,156	3.09	115.8
	情報通信業	7	200,000	205,000	5,000	2.50	77.1
	運輸業	490	211,143	215,758	4,615	2.19	80.3
	建設業	638	298,285	311,545	13,260	4.45	159.7
	卸売業	675	261,498	266,430	4,932	1.89	71.2
	小売業	71	284,565	293,472	8,907	3.13	140.2
	サービス業	342	275,943	285,925	9,982	3.62	150.0
規 模 別	1～9人	201	261,886	269,407	7,521	2.87	87.5
	10～29人	809	279,625	288,149	8,524	3.05	114.5
	30～99人	2,006	264,329	272,345	8,016	3.03	122.9
	100～300人	1,678	241,846	247,429	5,583	2.31	98.9

$$\text{※加重平均} = \frac{\text{（各事業所の昇給額} \times \text{対象人数）の総和}}{\text{常用労働者の総和}}$$

ワンポイントメモ



三重県内の最低賃金が更新されました！

時間額 873円

令和元年10月1日発効

※「三重県最低賃金」は県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。
臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

特定（産業別）最低賃金件名	時間額	発効日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	900円	令和元年12月21日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	920円	令和元年12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	905円	令和元年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	941円	令和元年12月21日

(3) 賃金改定の内容と決定要素 (複数回答) [図17]、[図18]

賃金改定の内容については、※①「定期昇給」が51.4% (全国56.3%) で最も高く、次いで「基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)」が39.3% (全国33.9%)、「諸手当の改定」が18.6% (全国14.9%) と続いている。また、賃金改定の決定要素としては、「労働力の確保・定着」が62.2% (全国59.2%) と6割の事業所が労働力の確保・定着のために賃金改定を実施していると回答した。次いで「企業の業績」が60.7% (全国60.8%) と続いており、回答事業所の多くが「労働力の確保・定着」、「企業の業績」を重視していることがうかがえる。

※①「定期昇給」とは、毎年一定の時期に制度として基本給が引き上げられること。

図17 賃金改定の内容

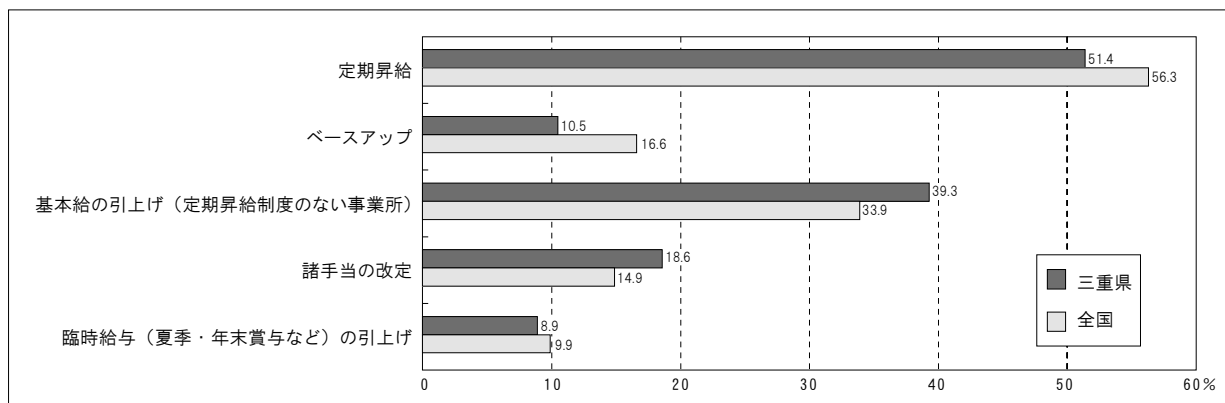
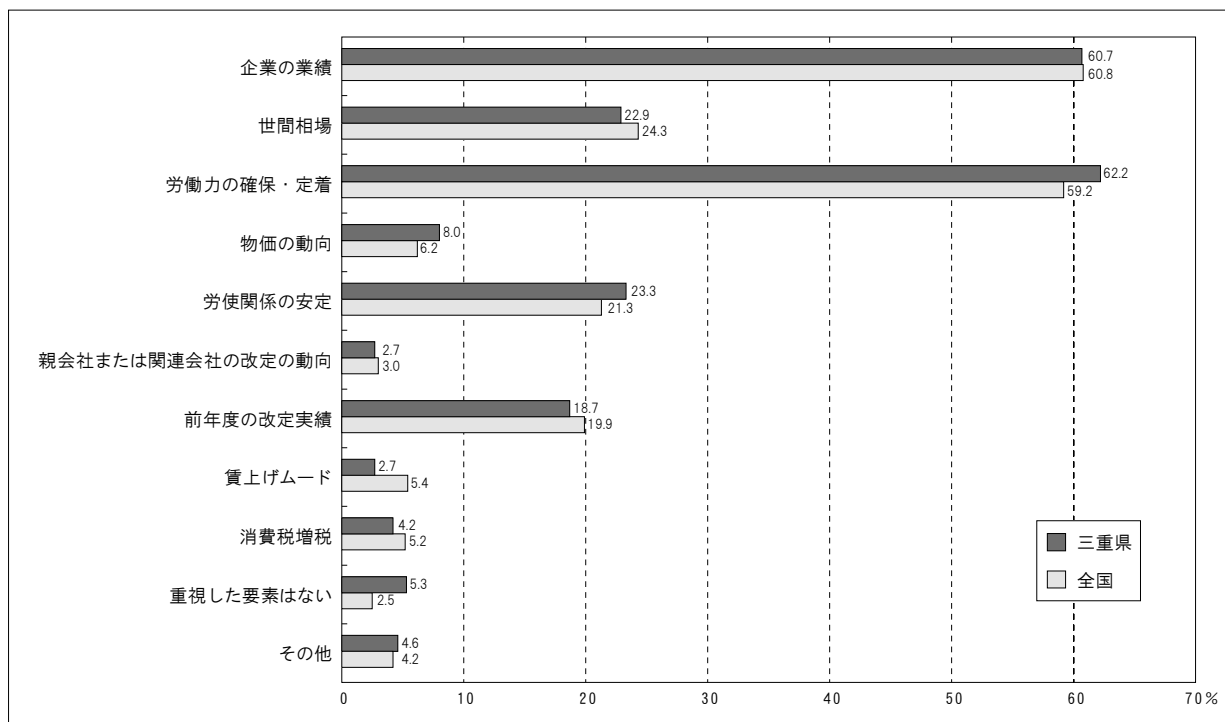


図18 賃金改定の決定要素



(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

21				
----	--	--	--	--

(左欄は記入しないでください。)

令和元年 6月



令和元年度 中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。
つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和元年7月1日 調査締切：令和元年7月19日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月19日までにご返送ください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課
〒514-0004 三重県津市栄町1-891 三重県合同ビル6階
電話 059-228-5195 FAX 059-228-5197

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名																					
所在地 (〒 -)	電話番号 - -																					
	FAX番号 - -																					
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	<table border="0"> <tr> <td>1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>12. 総合工事業</td> </tr> <tr> <td>2. 繊維工業</td> <td>13. 職別工事業（設備工事業を除く）</td> </tr> <tr> <td>3. 木材・木製品、家具・装備品製造業</td> <td>14. 設備工事業</td> </tr> <tr> <td>4. 印刷・同関連業</td> <td>15. 卸売業</td> </tr> <tr> <td>5. 窯業・土石製品製造業</td> <td>16. 小売業</td> </tr> <tr> <td>6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業</td> <td>17. 対事業所サービス業</td> </tr> <tr> <td>7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業</td> <td rowspan="2">物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等</td> </tr> <tr> <td>8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業</td> </tr> <tr> <td>9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業</td> <td>18. 対個人サービス業</td> </tr> <tr> <td>10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)</td> <td>19. その他 (具体的に：)</td> </tr> <tr> <td>11. 運輸業</td> <td></td> </tr> </table>	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	12. 総合工事業	2. 繊維工業	13. 職別工事業（設備工事業を除く）	3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	14. 設備工事業	4. 印刷・同関連業	15. 卸売業	5. 窯業・土石製品製造業	16. 小売業	6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	17. 対事業所サービス業	7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等	8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	18. 対個人サービス業	10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)	19. その他 (具体的に：)	11. 運輸業	
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	12. 総合工事業																					
2. 繊維工業	13. 職別工事業（設備工事業を除く）																					
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業	14. 設備工事業																					
4. 印刷・同関連業	15. 卸売業																					
5. 窯業・土石製品製造業	16. 小売業																					
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業	17. 対事業所サービス業																					
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等																					
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業																						
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	18. 対個人サービス業																					
10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業)	19. その他 (具体的に：)																					
11. 運輸業																						

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和元年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計	常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人		男性 人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比 増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人		女性 人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年比 増・不変・減	

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含まれます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

② 令和2年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問6) 中途採用についてお答え下さい。

① 貴事業所では、過去3年間に中途採用を行いましたか。(新規学卒者の採用を除く)(1つだけに○)

1. 行った 2. 行ったが採用には至らなかった 3. 行わなかった

※1. または2. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 中途採用(活動)はどのような理由で行いましたか。(該当するものすべてに○)

1. 業務が繁忙になったため 2. 事業を拡大したため 3. 退職者・欠員補充のため
 4. 技術等をもった人材を確保するため 5. 新卒者の採用が困難なため 6. 即戦力を確保したいため
 7. 人員構成のバランスをとるため 8. 経験が豊富な人材を求めため
 9. 障害者雇用を促進するため 10. 女性活躍を推進するため
 11. 働き方改革の影響で人員補充が必要となったため 12. その他()

③ どのような職種で採用しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 管理職 2. 事務職 3. 営業・販売職 4. 技術・研究職 5. 現業・生産職
 6. その他()

設問7) 年5日の年次有給休暇の取得(付与)義務についてお答え下さい。

① 2019(平成31)年4月から、(規模を問わず)すべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要になったことを知っていましたか。(1つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

② 年5日の年次有給休暇の取得(付与)義務への対応について、貴事業所では実施している(今後実施していこうとする)方策についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 取得計画表を作成する 2. 使用者からの時季指定を行う 3. 計画的付与制度(計画年休)を活用する
 4. 就業規則を見直す 5. 専門家・支援機関へ相談する 6. 具体的な方策を検討中
 7. 特に考えていない 8. その他()

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定	5. 7 月以降引下げる予定	6. 未定

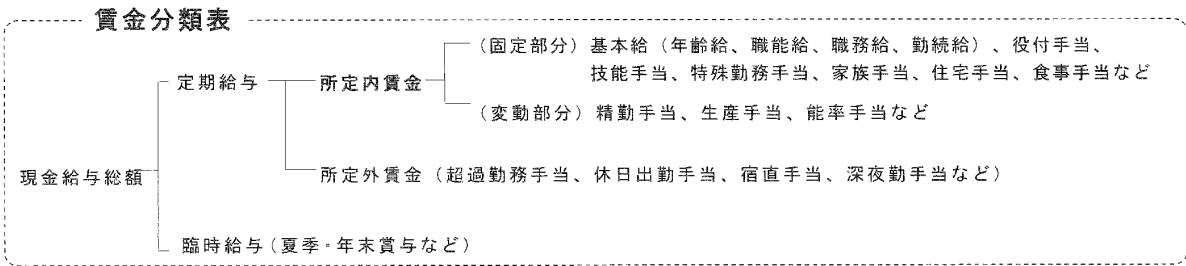
※ 1. ～ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にお答えください。

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の【注】をご確認ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

【注】(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を引上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

【注】(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7 月 19 日までにご返送ください。



三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197
URL <http://www.chuokai-mie.or.jp/>
E-mail webmaster@chuokai-mie.or.jp